

第4次地球温暖化対策実行計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年

徳島県石井町

目次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	1
2. 基準年度・計画期間	1
3. 対象範囲	2-3
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2. 要因別の排出状況	4
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 施設設備の改善等	5
2. 物品購入等	5
3. その他の取組	5-6
第4章 計画の進行管理	
1. 推進体制	6
2. 点検体制	7
3. 進捗状況の公表	7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。石井町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条(抜粋)

第21条1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9（略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 基準年度・計画期間

基準年度を平成28年度とし、計画期間を平成29年度～平成33年度までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務・事業は対象外とするが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

対象組織・施設一覧

計 63 施設

施 設 名	施 設 名
石井町役場 総務課	石井保育所
石井町役場 税務課	浦庄保育所
石井町役場 福祉生活課	高原保育所
石井町役場 産業経済課	高川原保育所
石井町役場 建設課	石井幼稚園
石井町役場 水道課	浦庄幼稚園
石井町役場 社会教育課	高原幼稚園
石井町役場 防災対策課	藍畑幼稚園
石井町役場 長寿社会課	高川原幼稚園
高川原福祉会館	石井学童保育
清掃センター	高川原学童保育
給食センター	石井小学校
保健センター	浦庄小学校
老人憩いの家	高原小学校
高川原老人ルーム	藍畑小学校
尼寺老人ルーム	高川原小学校
クリーンセンター	石井中学校
リサイクルセンター	高浦中学校
一般廃棄物最終処分場	夜間照明（石井中・高浦中）

農業研修センター	庁舎分室（青少年育成センター）
野外活動施設 飯尾川・原・池田・高川原・前山公園、前山グラウンド、前山テニスコート	前山公園体育館
	中央公民館
	石井分館
文化財事務所	浦庄分館
尼寺教育センター	高原分館
平島教育センター	藍畑分館
高川原南教育センター	高川原分館
高川原教育センター	防災交流センター
竜王テニスコート	防災センター

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、最も多い二酸化炭素の排出量削減を主体として考えていく。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

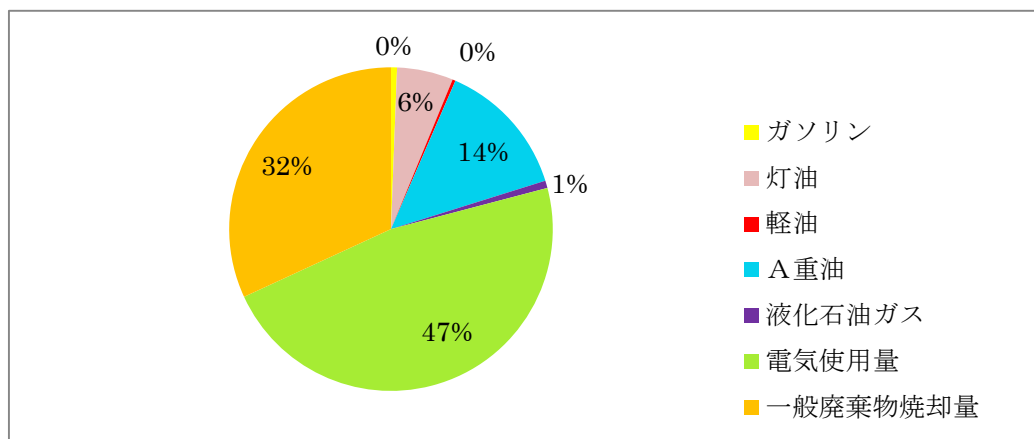
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

石井町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、5,750,710kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	5,750,710kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

H28年度 要因別の排出状況 (CO₂)



3. 削減目標

平成28年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成33年度の二酸化炭素排出量を5%以上削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 (平成28年度)	削減目標 (削減率)	目標年度排出量 (平成33年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	5,750,710kg-CO ₂	5%	5,463,174kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

第3次実行計画において電気の使用量及び二酸化炭素排出係数が上昇し、平成28年度では総排出量の47%を占めていることから、第4次石井町地球温暖化対策実行計画を実施するに当たって最大の課題は電気使用量の削減である。

以上の点をふまえ、次に具体的な取り組みを示す。

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築や増改築するときは、太陽光発電をはじめ、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・高断熱ガラス・二重ガラス等を導入する。
- ・機器の更新や新規購入時は省エネルギー型の導入を行う。
- ・公用車の更新時に、電気自動車やハイブリットカー等低公害車導入を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間等の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、休憩室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・照明器具の定期的な保守及び点検を行う。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時はエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・近距離の用務には、徒歩や自転車を利用する。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出を徹底し資源化を推進する。
- ・使い捨て容器の購入は極力控え、リサイクルを推進する。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ unnecessary コピーは避け、資料の簡素化を図る。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・芝生・植栽等への散水は効率的、計画的に実施する。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・「0のつく日はノーカーデー」のような環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・エアコンの設定温度の適正化に努める。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

次により、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 各課等の長

各課等の長は相互に連携しながら計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

(1) 点検業務

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回点検評価を行う。

(2) データ収集

点検評価を確実にを行い、以降の取り組みに役立つものとなるよう努めるものとする。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回ホームページ等により公表する。